

# 平成 30 年度 随意契約 案件一覽

【1者による随意契約の理由】

平成30年4月1日～平成30年5月31日

	件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1	長崎ロープウェイ減速機ほか整備工事	まちづくり部設備課	本工事は、長崎ロープウェイの機械、電気設備の一部を整備、改修するものです。整備、改修する部分と既設部分は密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、本施設の製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するものです。	所在地 滋賀県守山市勝部町471番5 会社名 安全索道(株) 代表者 代表取締役社長 西川 正樹	29,160,000円	平成30年5月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	岩屋ポンプ場No.3ポンプ・電動機整備工事	上下水道局事業部浄水課	本工事で整備するNo.3ポンプは(株)日立製作所が設計・製作した特殊機械です。品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものです。既設の設備と密接不可分の関係にあり、製品メーカーからメンテナンス業務を請け負う右記業者以外の者に施工させた場合、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、また、整備後の性能保証が得られないことから右記業者と随意契約するものです。	所在地 長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 (株)九州日立 長崎支社 代表者 支社長 角 智仁	18,144,000円	平成30年5月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	中部茂里町第2雨水排水ポンプ場No.1主ポンプ整備工事	上下水道局事業部下水道施設課	本工事は、既存の設備と密接不可分な関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、当該設備製造メーカーの系列でメンテナンス業務を移管されている右記業者と随意契約するものです。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 会社名 クボタ機工(株)九州営業所 代表者 所長 内村 孝	50,760,000円	平成30年5月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
4	長崎市新庁舎建設実施設計業務委託	まちづくり部建築課	右記選定業者は、公募型プロポーザル方式による基本設計業務の受注者ではありますが、当該業務を公募型プロポーザル方式により選定することを公告するにあたり、当該業務の委託契約の相手方と実施設計業務について随意契約を締結する予定であることを公表しており、かつ、契約を締結するにあたり必要となる要件を満たしていることから右記選定業者と随意契約するものです。	所在地 福岡市博多区御供所町3番21号 会社名 山下設計・建友社設計・有馬建築設計事務所特定設計業務共同企業体 代表者 (株)山下設計九州支社 取締役常務執行役員支社長 箆島 亮	296,730,000円	平成30年5月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号